

LEADING INITIATIVE
FOR EXCELLENT YOUNG RESEARCHERS

卓越研究員募集



新しいキャリアパスを自ら切り拓き、
社会の様々な場でその高い能力を発揮する
意欲にあふれた若手研究者を募集します。

卓越研究員事業では、優秀な博士人材の採用を希望する研究機関からポストを提示していただき、並行して当該ポストに就きたい若手研究者からの申請を受け付けます。申請のあった若手研究者の中から、文部科学省が優秀な人材を「卓越研究員候補者」として選考し、「卓越研究員候補者」とポスト提示機関との当事者間交渉の結果、提示されたポストに「卓越研究員候補者」が採用された場合に、「卓越研究員」として補助金による支援を行う事業です。

提示ポスト

2019年度の研究機関からの提示ポストは、2019年2月下旬以降に日本学術振興会のウェブサイトにて公開します。

対象者（若手研究者）

以下の観点で優れた若手研究者を募集します。（人文学、社会科学及び自然科学の全分野）

- ① 我が国の科学技術や学術研究、科学技術イノベーションの将来を担う優れた研究リーダーとなることが期待できること
- ② 世界水準の研究力を有し、新たな研究領域や技術分野等の開拓が期待できること
- ③ 研究目的及び研究計画が明確かつ具体的であり、優れていること
- ④ 産学官の研究機関で活躍し得る意欲や柔軟性を有すること

〔申請要件〕 以下 i. ～ iii. 全てを満たすこと

- i. 博士の学位を取得した者又は博士課程満期退学者
- ii. 2020年4月1日現在、40歳未満（臨床研修を課された医学系分野においては43歳未満）の者
※出産・育児による研究中断は別途配慮します。
- iii. 直近5年間（2014年度以降）に研究実績（博士論文も可）があること

若手研究者の申請期間

2019年3月22日（金）～4月24日（水）

※申請開始日は変更になる可能性があります。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



JAPAN SOCIETY FOR THE PROMOTION OF SCIENCE
日本学術振興会

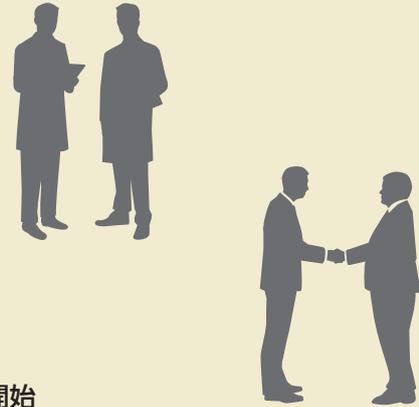
卓越研究員事業について詳しくは
<https://www.jsps.go.jp/j-le/index.html>



スケジュール (予定)

2019年

2月下旬～	ポスト公開開始
3月22日	研究者申請開始
4月24日	研究者申請締切
5月～6月	候補者選考に係る審査
7月上旬	選考結果の通知 (卓越研究員候補者の決定)
7月上旬～9月	当事者間交渉※
10月上旬以降	卓越研究員の決定、 採用機関において卓越研究員としての研究活動開始



- ※ 卓越研究員事業では、ポストを提示した各研究機関と若手研究者が個別に雇用について交渉を行う必要があります。この交渉は、卓越研究員候補者決定前から手続きを開始するポストもありますので、実際の「当事者間交渉」の時期は、2月下旬以降に公開されるポスト情報をご確認ください。
- ※ 2019年度中に当事者間交渉が完了しなかった卓越研究員候補者については、候補者資格を2021年度まで継続することができます。
- ※ 2019年度は研究機関と研究者をつなぐための当事者間交渉支援を導入予定。

卓越研究員事業とは？

優れた若手研究者が産学官の研究機関において安定かつ自立した研究環境を得て、自主的・自立的な研究に専念できるよう、研究者及び研究機関に対する支援を行う事業です。

どんなポストが提示されますか？

ポストを提示する機関は、全国の国公立大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立研究開発法人、公設試験研究機関や、研究開発活動を行っている日本国内に法人格を有する企業等が対象です。

提示するポストは、テニュアトラック制度又はこれと同趣旨の公正で透明性が高く、安定性の高い人事システムでの雇用や、任期の定めのない雇用であることが求められています。

補助金による支援とは？

研究機関が提示したポストに「卓越研究員候補者」が採用された場合に、当該候補者を「卓越研究員」として決定し、研究機関に対して必要に応じて補助金による支援を行います。

(支援内容)

ポストにより、以下の【A】又は【B】の支援を行います。

- 【A】◆卓越研究員の研究費：卓越研究員の決定後1～2年度目に、卓越研究員1人当たり各年度600万円を上限（人文学及び社会科学については、各年度400万円を上限）
- ◆研究環境整備費：卓越研究員の決定後、原則として、1～5年度目に各年度200万円に在籍する卓越研究員の数を乗じた額を上限

- 【B】◆卓越研究員の決定後1～5年度目に、企業が負担する産学連携活動費の1/2を上限に各年度1,000万円まで支援

※【B】は企業のみ選択可能。